東京農業大学第一高等学校・中等部同窓会会則（改正案）

第一章 総 則

第 1条 （名 称）
本会は東京農業大学第一高等学校・中等部同窓会と称す。

第 2条 （所 在）
本会の事務局は東京農業大学第一高等学校・中等部内に置く。

第 3条 （目 的）
本会は会員相互の親睦を図り、併せて母校の発展に寄与する事を以って目的とする。

第 4条 （事 業）
本会は前条の目的を達成するために必要な事業を行う。
１．刊行物の発行及びホームページの運営
２．前条の目的を達成するために必要な事業
３．その他

第二章 会員及び組織

第 5条 （会 員）
１．本会は東京農業大学第一高等学校・中等部の卒業生を正会員とする。
２．本会は同校に職を奉ずる者及び奉じた者を特別会員とする。
３．本会の発展に特に寄与し功労のあるものを名誉会員とする。

第 6条 （組 織）
本会は会員を以って構成する。

第三章 役 員

第 7条 （役 員）
１．本会に次の役員を置き、その任期を２年とする。但し補充或いは再任を妨げない。
⑴会 長 １名（正会員）
⑵副会長 ３名（正会員）
⑶常任相談役 若干名（特別会員又は副会長経験者等より選出する）
⑷幹 事 若干名（うち数名は特別会員より会長が委嘱する）
⑸会 計 ３名（うち１名は特別会員より会長が委嘱する）
⑹監査３名（正会員）
⑺事務局 １名（副会長が兼務することもある）
２．会長、副会長、常任相談役、会計及び監査は総会において選任する。
３．幹事は会長選任、特別会員、評議員の中から推薦された者を会長が任命する。
４．事務局は役員会の推薦により会長がこれを任命する。

第 8条 （名誉役員）
１．本会に次の名誉役員を置くことが出来る。
⑴名誉会長(現職学校長)
⑵名誉顧問（現職学校法人理事長）
⑶顧問 若干名
⑷相談役 若干名
２．名誉役員の選任は、以下のとおりとする。
⑴顧問は、学校長経験者より役員会の決議の後、総会において決する。
⑵相談役は、同窓会長経験者より役員会の決議の後、総会において決する。
３．名誉役員は会長若しくは役員会の諮問に応ずるほか、必要に応じて役員会に出席して意見を述べる事が出来る。

第 9条 （会 長）
会長は会の業務を総括し本会を代表する。

第10条 （副会長）
副会長は会長を補佐し会長の不在、或いは欠けた時には、その職務を代行する。

第11条 （常任相談役）
常任相談役は会長若しくは役員会の諮問に応じて会務の執行に関して助言するほか、総会、役員会において意見を述べる事が出来る。

第12条 （幹 事）
１．幹事は役員会を構成し本会の常務を審議執行する。
２．幹事は会全体の立場に立って本会の基本的事項について審議執行すると共に、各期（年度）と本会の間の意見疎通の媒体となる。

第13条 （会 計）
会計は年度予算を立案し、また毎年１回定期又は必要に応じて監査を受けこれを役員会、総会において中間ないしは決算報告をする。

第14条 （監 査）
監査は毎年１回定期又は必要に応じて本会の会計を監査し、役員会、総会に報告する。

第15条 （事務局）
事務局は会長の監督の下に事務局全般の管理を行う。

第四章 評議員

第16条（評議員）
1．各期ごとに若干名の評議員を置く。
2．評議員は、各期ごとに推薦された者を会長が任命する。ただし、総会において任命報告を行うこととする。
3．評議員は、役員会に賠席することができ、意見を述べることができる。ただし、この場合に議決権は持たない。
4．評議員は役員会、専門部会、又は委員会の要請に協力する。また、役員会の決定事項を会員に伝える。

第五章　会　議

第17条　（会議の種類）
本会の会議は総会、役員会及び評議員会とする。
第18条　（会議の成立）
会議の成立はその時現在の出席者をもって成し、議決は多数決にする。
第19条　（総会の構成）
1．総会は全会員を以って構成し、会長、副会長、常任相談役、幹事、会計、監査、事務局、評議員は出席するものとする。
2．総会は年１回定期的に開催するほか、会長が必要と認めた時、又は現在構成員の３分の１以上の要求があった時、会長がこれを召集する。
第20条　（総会の業務）
総会は本会の最高決議機関として規約の改正、主要人事、予算、決算の承認を審議決定する。
第21条　（役員会の構成）
1．役員会は会長、副会長、常任相談役、幹事、会計、監査、事務局を以って構成し、議長は会長の指名する者とする。
2．役員会は適宜開催するほか、会長が必要と認めた時、又は評議員の３分の１以上の要求があった時、会長がこれを召集する。
第22条　（役員会の業務）
1．役員会は総会の決定事項の具体化を図ると共に、主要人事の推薦、本会の運営、予算の執行を行う。
2.総会に上程する議案の審議を行う。役員会の承認を経なければ総会に議案の上程ができないものとする。
3.評議員会並びに委員会等からの具申事項の審議を行う。
4.役員会は必要に応じて専門部会、又は委員会等を設置して処理させる事が出来る。この場合の名称、任務、構成員、その他執行体制の必要な事項については役員会の決定による。
第23条（評議員会）
1．原則として年に２回、会務の伝達等の為、評議員会を開催する。なお、評議員から開催要求があった際は、役員会の承認を経て臨時開催することができるものとする。
2．評議員会の審議を経て、会員からの意見を役員会に具申することができる。

第六章　賞　罰

第24条　（表　彰）
本会に著しい功績のあった者は役員会の推薦に基づき会長名を以って表彰状及び副賞を贈る事が出来る。
第25条　（罰　則）
1．本会の名誉を傷つけ、本会の目的に反した者は、役員会の決議に基づき会長名を以って、次の如く処分する。
(1)退会処分
(2)役員の解任
2．退会処分を受けた者は、会員になる権利及び概得した資格を全て失う。

第七章　会　計

第26条　（収　入）
本会は次の収入を以って運営する。
(1)本会の経費は正会員の終身会費壱万五千円（会費の徴収は中等部・高等学校の卒業時に行う。但し、中等部卒業時に会費を納入した場合においては、高等学校卒業時には再徴収しないものとする。）
(2)寄付金
(3)その他の収入
第27条（支出）
本会は、第4条に定める事業の執行に際し、必要な支出を行う他、次の支出を行う。なお、金額等については、別途に細則等として定める。
(1)奨学金支給
(2)会合補助
(3)弔慰金
第28条　（会計年度）
本会の会計年度は毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。　（旧：6月1日□ 翌年5月31日）

第八章　雑　則

第29条　（規約の改正）
1．この規約の改正は総会において出席者の多数決により決定する。
2．緊急を要する規約の改正については役員会の決議により行い、直近総会において追認を受けなければならない。
【 附 則 】
(1)本会会則は昭和３９年２月５日より之を施行する。
本会会則は平成２８年７月２日より改正及び之を施行する。（旧：平成25年7月6日）
(2)昭和62年9月13日一部改正　平成3年9月29日一部改正　平成11年9月25日一部改正　平成12年9月23日一部改正
平成 20 年 7 月 5 日一部改正　平成 25 年 7 月 6 日一部改正　平成 28 年 7 月 2 日一部改正